

○運搬証明書の再交付

(第 59 条第 10 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

審査基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)
根拠条項	第 59 条第 10 項
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条(運搬証明書の再交付)
審査基準	
標準処理期間	2 日
申請先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長